路外駐車場設置のための手引き

令和７年６月

千歳市企画部まちづくり推進課都市計画係

目　　次

Ⅰ．はじめに 1
Ⅱ．届出の種類 3
　１．設置（変更）の届出【法第12条、施行規則第1条】 3
　　１－１．届出に関する注意事項 3
　　１－２．届出手続きの流れ 4
　　１－３．届出に必要な書類一覧 5
　　１－４．設置届出書の記入要領 6
　２．管理規程届【法第13条、施行令第16条、施行規則第2・3条】 7
　　２－１．届出に関する注意事項 7
　３．休止・廃止・再開の届出【法第14条】 7
　４．変更の届出【法第12・13条】 7
　　４－１．変更の届出に関する注意事項 7
　　４－２．変更の届出に必要な書類 8
　５．特定路外駐車場の設置（変更）の届出 8
　　５－１．届出に関する注意事項 9
　　５－２．特定路外駐車場の設置（変更）に必要な書類 9
Ⅲ．路外駐車場の構造及び設備の基準【法第11条】 10
　１．自動車の出口及び入口【施行令第7条第1項第1号】 10
２．前面道路が２以上ある場合【施行令第7条第1項第2号】 11
　３．出口と入口の分離【施行令第7条第1項第3号】 11
　４．出入口のすみ切り【施行令第7条第1項第4号】 12
　５．出口の視距【施行令第7条第1項第5号】 12
　６．車路の安全【施行令第8条第1項第1号】 12
　７．車路の幅員【施行令第8条第1項第2号】 12
　８　駐車ますの寸法【道路構造令解説】 14
Ⅳ．建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準 14
　１．車路の構造【施行令第8条第1項第3号】 14
　２．駐車ます部分の高さ【施行令第9条】 15
　３．避難階段【施行令第10条】 15
　４．防火区画【施行令第11条】 15
　５．換気装置【施行令第12条】 15

６．照明装置【施行令第13条】 15
７．警報装置【施行令第14条】 16
Ⅴ．特定路外駐車場の構造及び設備の基準【バリアフリー新法第11条】 16
１　路外駐車場車いす使用者駐車施設【路外駐車場移動等円滑化基準第2条】 16
２　路外駐車場移動円滑化経路【路外駐車場移動等円滑化基準第3条】 16
Ⅵ．各届出様式 17
路外駐車場設置（変更）届出書の様式 18
路外駐車場管理規定届出書の様式 20
路外駐車場休止届出書の様式 21
路外駐車場廃止届出書の様式 22
路外駐車場再開届出書の様式 23
路外駐車場管理規定一部変更届出書の様式 24
特定路外駐車場設置（変更）届出書の様式 25
特定路外駐車場設置（変更）届出書の様式（駐車場法の届出と同時の場合） 27
駐車場管理規程例 28

Ⅰ．はじめに

この手引き書は、駐車場法（昭和32年法律第106号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、以下バリアフリー新法と呼ぶ）で定められている駐車場に関する届出について解説するものです。以下のそれぞれの法律の条件すべてに合致する駐車場は、駐車場法若しくはバリアフリー新法又は両方の届出が必要となります。（P.2　届出の要否等フロー図参照）

＜駐車場法の届出が必要となる駐車場＞

- 道路の路面外に設置される自動車の為の施設であって、一般公共の用に供されるもの。
  （一般の方が自由に利用できるものをいい、月極め駐車場、職員駐車場などは除く。）
- 一般公共の駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のもの
- 都市計画区域内に設置され、かつ、その利用において料金を徴するもの。

※駐車場法の届出の詳細はP.3へ

＜バリアフリー新法の届出が必要となる駐車場（以下、特定路外駐車場と呼ぶ。）＞

- 道路の路面外に設置される自動車の為の施設であって、一般公共の用に供されるもの。
  （道路附属物、公園施設としての駐車場、建築物又は建築物に附属する駐車場は除く。）
- 一般公共の駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のもの
- その利用において料金を徴するもの。

※バリアフリー新法の届出の詳細はP.8へ

なお、無料の場合には届出の必要はありませんが、届出が不要である駐車場であっても、駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のものは、技術基準に適合させる必要がありますので、ご注意ください。

この手引書では、届出事務の要点、技術基準について記載しておりますので、ご不明な点はまちづくり推進課にお尋ねください（関係法令については、最新のものをご確認ください）。また、手続きを円滑に進めるため、早めにまちづくり推進課にご相談をお願いします。

《届出の要否等のフロー図》

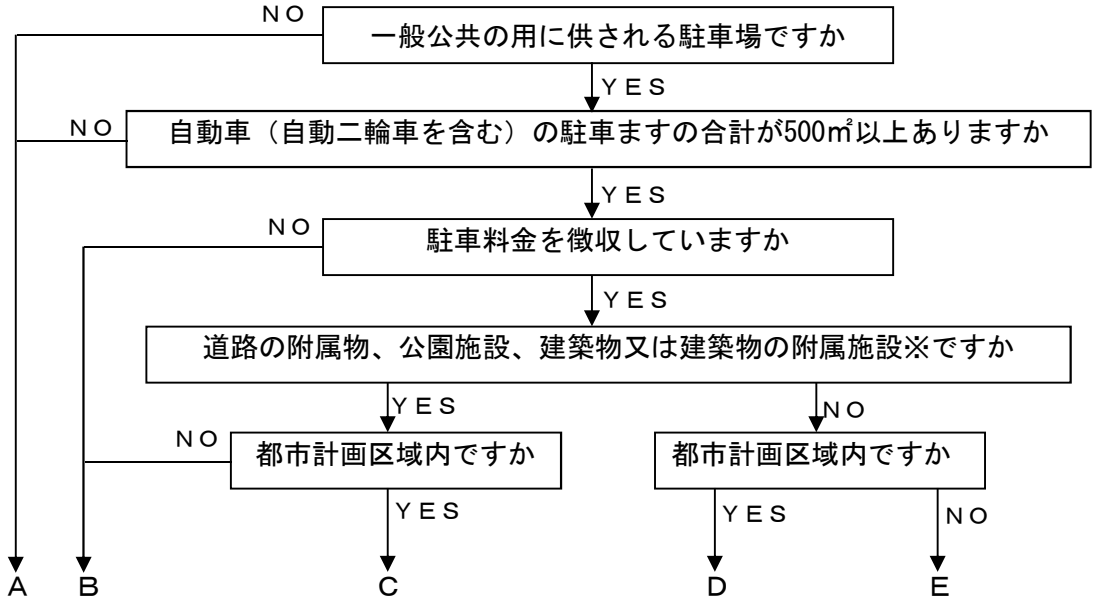

※道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設とは、
　道路附属物の駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場（土地に定着する工作物で屋根及び柱もしくは壁を有するもの…例：立体駐車場など）、建築物に附属している駐車場（例：ショッピングセンターや病院などの施設に付属している駐車場）をいいます。
　なお、道路附属物、公園施設、建築物、建築物に附属している駐車場は、移動等円滑化に関する基準が別に定められています。

Ａ：届出は不要です。

Ｂ：届出は不要ですが、施行令で定める技術的基準に適合させる必要があります。

Ｃ：①　法第12条に基づき、工事着手前に路外駐車場設置の届出が必要です。
　②　施行令で定める技術的基準に適合させる必要があります。
　③　法第13条に基づき、供用開始後10日以内に管理規定の届出が必要です。

Ｄ：①　法第12条に基づき、工事着手前に路外駐車場設置の届出が必要です。
　②　バリアフリー新法第12条第1項本文に基づき、工事着手前に特定路外駐車場設置の届出が必要です。
　※　ただし、①と同時に届出を行う場合は、①の届出に書面（バリアフリー新法施行規則第2号様式）を添付することで、②の特定路外駐車場設置の届出が免除されます。（バリアフリー新法第12条第1項但書）
　③　施行令で定める技術的基準に適合させる必要があります。
　④　「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」で定める基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。
　⑤　法第13条に基づき、供用開始後10日以内に管理規程の届出が必要です。

Ｅ：①　バリアフリー新法第12条第1項本文に基づき、工事着手前に特定路外駐車場設置の届出が必要です。
　②　施行令で定める技術的基準に適合させる必要があります。
　③　「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」で定める基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。

Ⅱ．届出の種類

届出には、次のものがあります。

① 設置（変更）届出【法第12条、施行規則第1条】
② 管理規定の届出【法第13条、施行規則第2・3条】
③ 休止・廃止・再開の届出【法第14条】
④ 変更の届出
⑤ バリアフリー新法に基づく届出【バリアフリー新法第12条】
⑥ 北海道福祉のまちづくり条例に基づく届出

※ ⑥については、本手引きでは記載しておりません。詳しくは、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進グループに問い合わせをお願いいたします。

１．設置（変更）の届出【法第12条、施行規則第1条】

以下の条件すべてに合致する駐車場を設置しようとするときは、駐車場法の届出が必要になります。

※同時にバリアフリー新法に基づく届出が必要になる場合があります。（P.2参照）

＜駐車場法の届出が必要となる駐車場＞

- 道路の路面外に設置される自動車の為の施設であって、一般公共の用に供されるもの。（一般の方が自由に利用できるものをいい、月極め駐車場、職員駐車場などは除く。）
- 一般公共の駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のもの。
- 都市計画区域内に設置され、かつ、その利用において料金を徴するもの。

１－１．届出に関する注意事項

- 届出書提出の前に、市役所まちづくり推進課と事前相談をお願いいたします。
- 公安委員会（千歳警察署）へ事前相談をお願いいたします。
- 駐車場法施行令で定める技術基準のほか、関係する法令（建築基準法、道路法、道路運送法、など）に適合させなければなりません。【法第11条】
- 設置届出書、管理規定届、関係図面、その他の附属書類（P.5 届出に必要な書類一覧表参照）を作成し、工事着手の40日程度前までに市役所まちづくり推進課へ提出してください。
- 届出内容に不明な点等があれば、内容の確認に必要な追加資料を求める場合や、立入検査を行う場合があります。【法第18条】
- 届出書の提出があった後、公安委員会（千歳警察署）へ内容の照会をし、回答があった後に副本を交付します。
- 書類の不備等があった場合は、その修正等の必要日数分だけ副本の交付が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

１－２．届出手続きの流れ

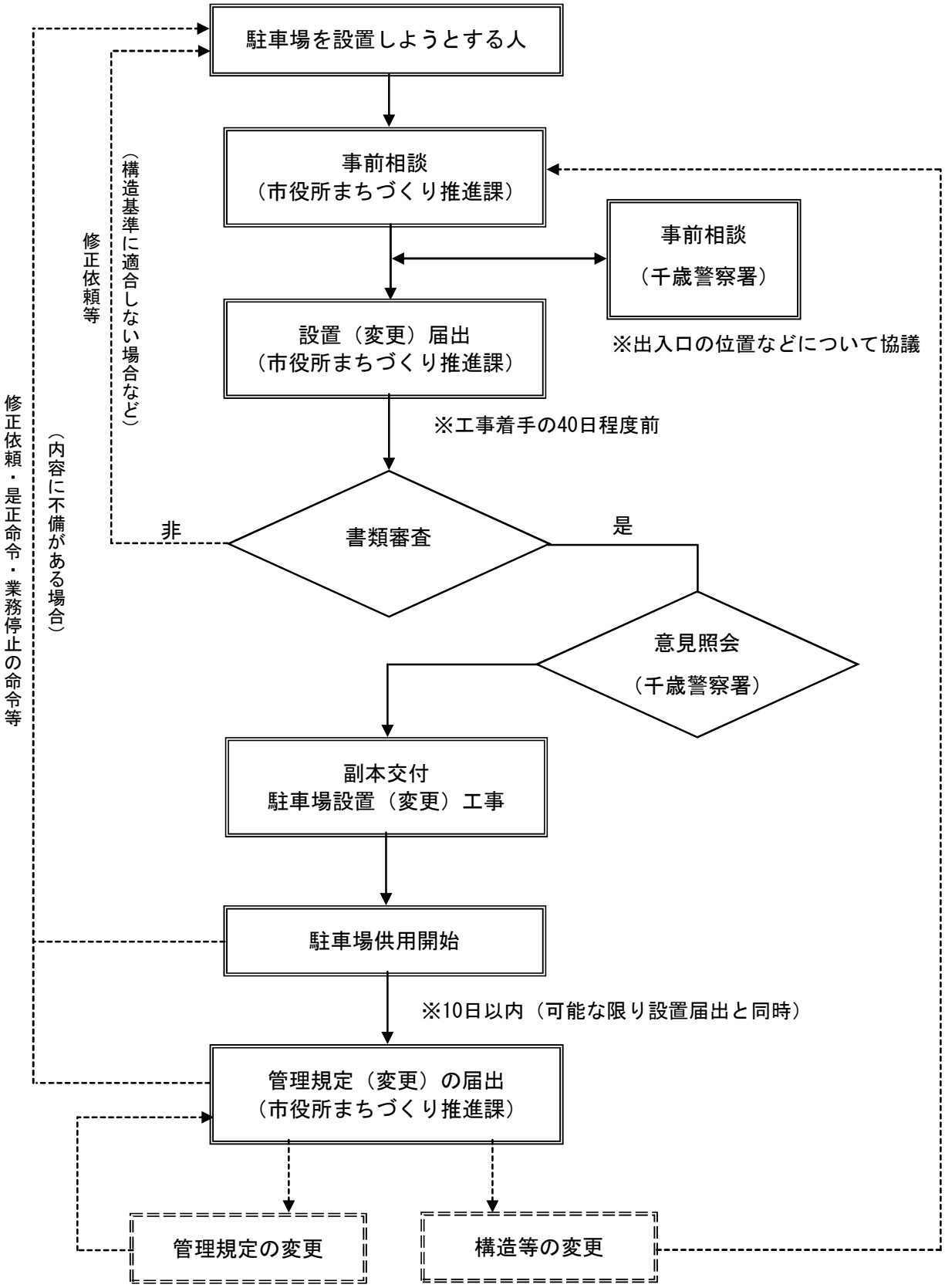
駐車場を設置しようとする人
事前相談
（市役所まちづくり推進課）
事前相談
（千歳警察署）
※出入口の位置などについて協議
設置（変更）届出
（市役所まちづくり推進課）
※工事着手の40日程度前
書類審査
非
是
（構造基準に適合しない場合など）
修正依頼等
（内容に不備がある場合）
修正依頼・是正命令・業務停止の命令等
意見照会
（千歳警察署）
副本交付
駐車場設置（変更）工事
駐車場供用開始
※10日以内（可能な限り設置届出と同時）
管理規定（変更）の届出
（市役所まちづくり推進課）
管理規定の変更
構造等の変更

１－３．届出に必要な書類一覧

		必要書類	建築物の場合の提出部数	建築物でない場合の提出部数	解説頁
設置関係	1	設置届出書(別記様式（第2条関係）)	4部	4部	P.6
	2	地形図(駐車場の位置を表示したもの)1/10,000以上	4部	4部	
	3	平面図(平面式の場合)　1/200以上	4部	4部	
		平面図(建築物の場合は各階)　1/200以上 ①路外駐車場の区域を表示したもの ②付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分が記入されたもの ③一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲 ④屈曲部､傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの	4部	4部	
	4	立面図2面以上1/200以上	2部		
	5	断面図2面以上1/200以上	2部		
	6	建築確認通知書の写	2部		
	7	大臣認定書の写 （機械式駐車装置の場合、ターンテーブルを除く）	2部	2部	
	8	その他､駐車場法施行令に定められる構造及び設備の基準に合致していることがわかる図面（照度図等）	2部	2部	
	9	管理規程届	2部	2部	P.7
	10	駐車場管理規程	2部	2部	P.28
	11	業務（管理）委託契約書写（委託する場合のみ）	1部	1部	

※　１　届出書類４部のうち２部は公安委員会提出分です。
　　２　書類はA4の大きさ（平面図等で大版のものは折る）で提出してください。
　　３　折った図面を他の書類と重ねて綴じる場合は、図面の下部を合わせてください。

１－４．設置届出書の記入要領

- 路外駐車場設置届出書にあっては、表題の（変更）の部分は二本線で消してください。
- 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

１　駐車場の名称

駐車場の名称を記載してください。

２　駐車場の位置

駐車場の所在地（住居表示等）を記入してください。

３　規模

イ：駐車場の区域の面積

駐車場の敷地の面積を記入してください。

ロ：駐車場の用に供する部分の面積

駐車の用に供する部分（駐車ます）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場、その他の駐車のために必要な施設の総面積について、記入してください。

ロａ（Ａ）及びｂ（Ｃ）駐車の用に供する部分の面積

- 「一般公共の用に供する部分」の欄には、時間貸しとして使用する駐車ますの面積、台数を記入してください。
- 「それ以外の部分」の欄には、時間貸し駐車として使用しない駐車ますの面積（月極契約等）の台数を記入してください。

※　駐車の用に供する面積について、駐車スペースと車路とが構造上判然としていないものは、車路の面積も含めて算定してください。

※　駐車の用に供する面積について、機械式の場合は、各パレットの面積に台数を乗じた面積としてください。ただし、算定しにくいものは、普通乗用車15㎡、小型乗用車12㎡とみなし算定します。

ロａ（Ｂ）及びｂ（Ｄ）駐車の用に供する部分の面積

- 車路、料金徴収所等、駐車場の用に供する面積のうち、駐車ます以外の部分の合計面積を記入してください。

４　構造

イ：建築物である部分

例）・鉄骨鉄筋コンクリート造（地下１～２階）

・鉄骨造タワー式

ロ：建築物でない部分

例）・透水性アスファルト舗装

・砂利式舗装

５　設備

イａ：特殊装置の有無

特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれか記載してください。

イｂ：認定番号・特殊の装置の名称等

用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15 条の規定による国土交通大臣の認定番号及び、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載してください。

ロ　：それ以外の設備

特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載してください。

６　附帯業務のための施設（駐車場内で行う有料業務）

例）洗車場、燃料販売、自動車修理、売店、スナック

７　従業員概数

駐車場の管理に従事する人数（事務、附帯業務を含む）

８　供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日

※注）該当しない欄は記入しないでください。

２．管理規程届【法第13条、施行令第16条、施行規則第2・3条】

２－１．届出に関する注意事項

- 駐車場法第13条において、業務運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後10日以内に届出なければなりませんが、手続きを円滑に進めるため、可能な限り設置（変更）届出と同時に提出をお願いしております。（変更する場合は、10日以内に届出を行う必要があります。）
- 管理規程は、駐車場法の規定に基づき作成しなければなりません。具体的な内容は「P28 駐車場管理規程例」を参照してください。
- 管理規程を作成する際は、以下の項目について特に留意してください。
  - 駐車場管理者の責務　　【法第15条】
  - 善良な管理者の注意義務　【法第16条】
  - 契約内容について
  - 駐車料金の額の基準等　　【施行令第16条】

３．休止・廃止・再開の届出【法第14条】

- 休止（全部、一部）、再開、廃止した時は、概ね10日以内に届け出てください。
- 提出する書類は２部とし、必要に応じて平面図等を添付してください。

４．変更の届出【法第12・13条】

４－１．変更の届出に関する注意事項

- 駐車場法に基づく変更届は、工事着手の概ね10日程度前までに提出をお願いしています。ただし、出入口の変更が伴う場合は、関係機関との協議が必要になりますので、概ね40日前までに提出をお願いしています。

- 設置変更の場合に変更内容が規模、構造、設備のときは、現地検査を行います。出入口の変更の場合は、設置届出事務手続きと同様になります。その他の変更及び管理規程の変更は書類審査のみとなります。

- 管理規程で定めている駐車料金の上限額以下の範囲内で駐車料金を変更する場合は、変更届出の必要はありません。

- 路外駐車場変更届出書は、変更しようとする事項を朱記し、1-4を参考に記入してください。

４－２．変更の届出に必要な書類

変更の届出は、変更する内容によって提出書類が異なります。下表をご確認の上、必要書類を提出してください。

＜変更届出に必要な書類一覧＞

変更の内容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添付書類等
管理者の変更（名称変更含む） ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	－	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 （町名地番変更によるもの）	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
規模 構造 設備　の変更	○	－	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	－	
駐車料金の変更（管理規程で定めている上限額を超えて変更をする場合）	－	○	理由書及び指示されたもの
供用時間 供用契約 省令で定められた事項　の変更	－	○	

※　１．設置変更届は法第12条、管理規程一部変更届は法第13条の規程に基づきます。
　　２．必要書類は添付書類を含め２部（出入口変更の場合は４部）提出してください。
　　３．設置変更届は設置届出書の用紙を、管理規程一部変更届には所定の様式を用いてください。

５．特定路外駐車場の設置（変更）の届出

以下の条件すべてに合致する駐車場（特定路外駐車場）を設置するときは、バリアフリー新法に基づく届出が必要になります。

＜バリアフリー新法に基づく届出が必要となる駐車場（特定路外駐車場）＞

- 道路の路面外に設置される自動車の為の施設であって、一般公共の用に供されるもの（道路付属物、公園施設としての駐車場、建築物又は建築物に附属する駐車場を除く）
- 駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のもの
- その利用において、料金を徴収するもの

５－１．届出に関する注意事項

- 特定路外駐車場を設置する場合は、「バリアフリー新法施行令」で定められた設備に適合させなければなりません。

（「Ⅴ．特定路外駐車場の構造及び設備の基準」参照）

- 駐車場法の届出が必要ない場合であっても、バリアフリー新法の届出が必要になる場合があります。不明な場合は、まちづくり推進課にお問い合わせください。
- 特定路外駐車場を新たに設置（変更）する場合、既存の駐車場の用途を変更し新たに特定路外駐車場に該当することとなった場合は、工事着手前に届出書をまちづくり推進課へ提出してください。ただし、駐車場法の届出と併せて届け出る場合は、駐車場法の届出と同時に提出をお願いします。
- 特定路外駐車場の供用を休止もしくは廃止した場合は、バリアフリー新法の届出は必要ありませんが、駐車場法の届出を行っている場合は、届出が必要となります。
- 変更の場合は、変更しようとする事項を朱書きしてください。また、表題の（設置）の部分は二本線で消してください。

５－２．特定路外駐車場の設置（変更）に必要な書類

必要書類	提出部数	
	特定路外駐車場の届出のみの場合	駐車場法の届出と併せて届け出る場合
特定路外駐車場設置（変更）届出書（様式第１号）	２部	―
バリアフリー新法第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式第２号）	―	２部
特定路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図	２部	―
特定路外駐車場の区域を表示した縮尺200分の1以上の平面図	２部	―
路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺200分の1以上の平面図	２部	２部

Ⅲ．路外駐車場の構造及び設備の基準【法第11条】

路外駐車場で、一般公共の駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積）が500㎡以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術基準によらなければなりません。

１．自動車の出口及び入口【施行令第7条第1項第1号】

自動車の出口及び入口は、次に掲げる道路に設けてはなりません。出入口の位置等については、事前に千歳警察署と協議するようお願いいたします。

（１）道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（**図中ア**）（※一部緩和規定あり）

② 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分（**図中イ**）（※緩和規定あり）

③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分（**図中ウ**）

④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に10m以内の部分（**図中エ**）（※緩和規定あり）

⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）（**図中オ**）（※緩和規定あり）

⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分（**図中カ**）（※緩和規定あり）

（２）横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分（**図中キ**）

（３）幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）（**図中ク**）

（４）橋（**図中ケ**）（※緩和規定あり）

（５）幅員6m未満の道路（**図中コ**）（※緩和規定あり）

（６）縦断勾配10%を超える道路（**図中コ**）

※　緩和規定について

（１）①の一部（交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分）、②、④、⑤、⑥、（４）、（５）については、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと認めた場合は、出入口を設置することができます。当該箇所に出入口を設置しようとする場合は、北海道開発局との協議が必要となりますので、事前に市役所まちづくり推進課にご相談ください。

駐車場出入口の禁止位置図

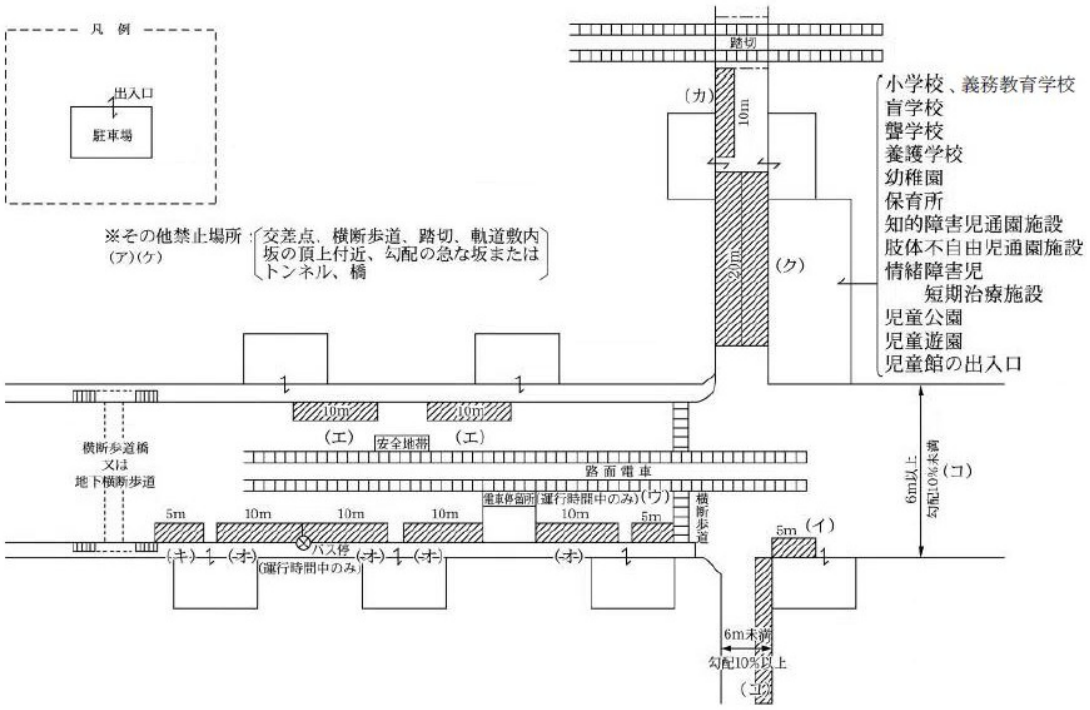

２．前面道路が２以上ある場合【施行令第7条第1項第2号】

路外駐車場の前面道路が2つ以上ある場合は、自動車の出入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。

ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除きます。

３．出口と入口の分離【施行令第7条第1項第3号】

自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければなりません。ただし、縁石線又はさくその他これらに類する工作物により、当該出口及び入口に設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときはこの限りではありません。

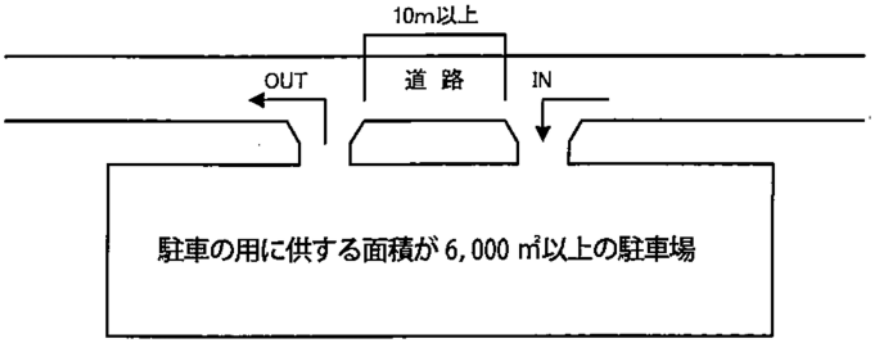

(注) 自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、入口と出口との間隔を10m未満とすることが可能。

４．出入口のすみ切り【施行令第7条第1項第4号】

自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路のなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上としなければならない。

５．出口の視距【施行令第7条第1項第5号】

自動車の出口付近の構造は、当該出口から以下に定める距離を後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければなりません。

① 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（特定自動二輪車を除く。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外のための部分と区分されたものに限る。）・・・1.3m

② その他の路外駐車場又はその部分・・・2m

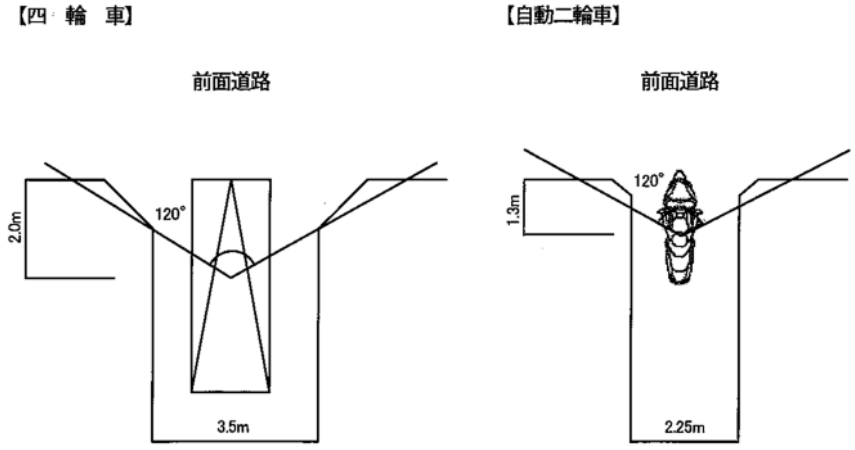

６．車路の安全【施行令第8条第1項第1号】

路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならなりません。

７．車路の幅員【施行令第8条第1項第2号】

自動車の車路の幅員は、以下に掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、①～③に定める幅員としなければなりません。

① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分・・・2.75m以上

（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分・・・1.75m以上）

② 一方通行の自動車の車路又はその部分（①に掲げる車路の部分をを除く）・・・3.5m以上

（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分・・・2.25m以上）

③ その他の自動車の車路又はその部分・・・5.5m以上

（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分・・・3.5m以上）

【四 輪 車】

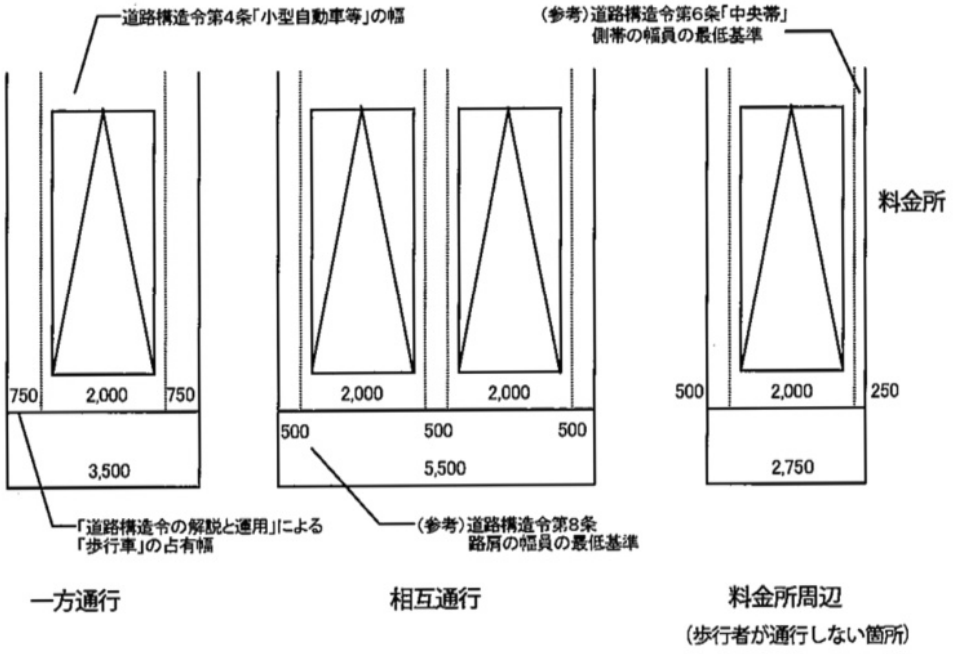

【自動二輪車】

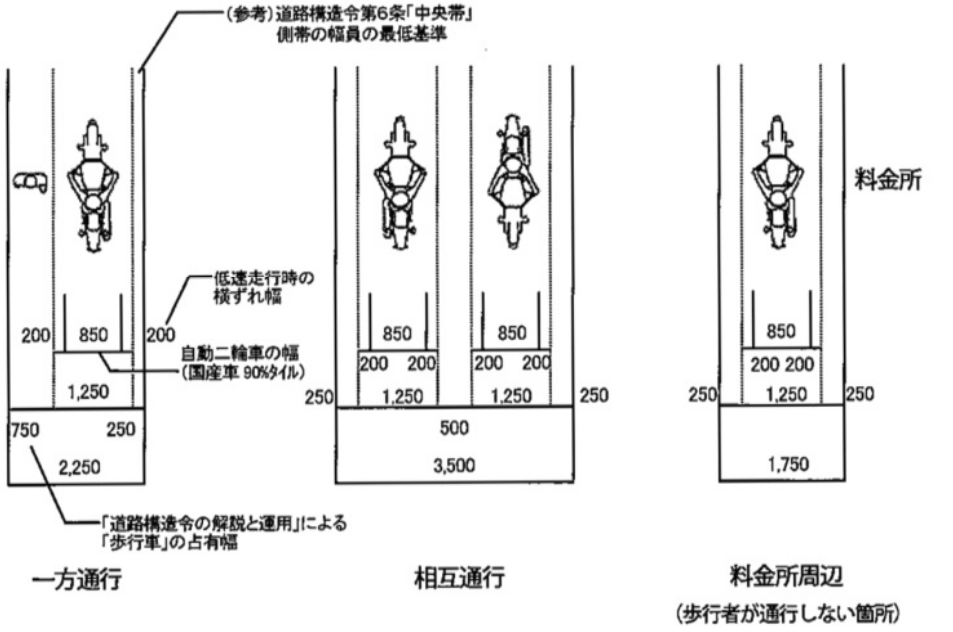

８　駐車ますの寸法【道路構造令解説】

駐車ますは、自動車の大きさに前後左右のクリアランスを加えた大きさが必要となります。１台あたりの寸法は、以下の基準を参考としてください。

- 普 通 乗 用 車　　幅2.5m以上、奥行6.0m以上
- 小 型 乗 用 車　　幅2.3m以上、奥行5.0m以上
- 軽　乗　用　車　　幅2.0m以上、奥行3.6m以上
- その他の自動車　　当該自動車が安全に駐車でき、ドアが円滑に開閉できる大きさ

Ⅳ．建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

建築物である路外駐車場の構造及び設備は、Ⅲの規定の他に、次に掲げる技術的基準に適合させなければなりません。

１．車路の構造【施行令第8条第1項第3号】

① はり下の高さは、2.3m以上確保しなければなりません。

② 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5m以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

③ 傾斜部の縦断勾配は17%を超えてはなりません。

④ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければなりません。

【四 輪 車】

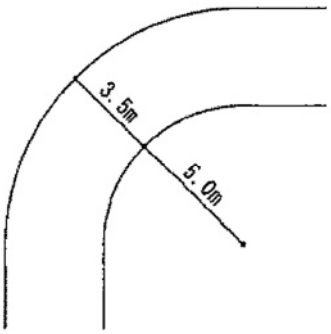

一方通行

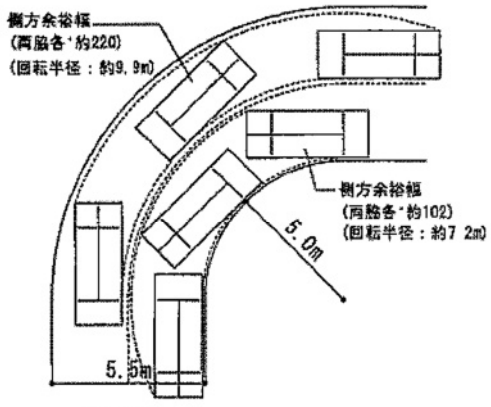

相互通行

【自動二輪車】

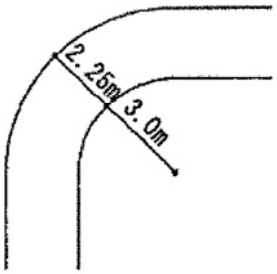

一方通行

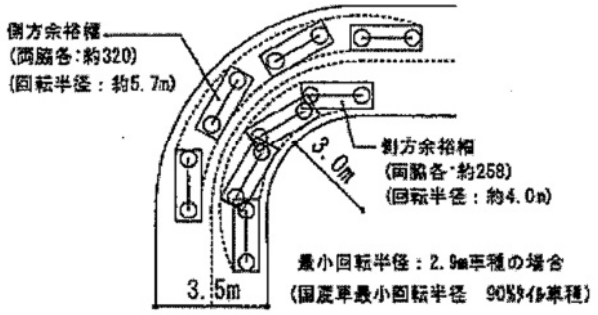

相互通行

２．駐車ます部分の高さ【施行令第9条】

駐車ます部分のはり下の高さは、2.1ｍ以上でなければなりません。

３．避難階段【施行令第10条】

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車ますを設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

４．防火区画【施行令第11条】

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備）によって、区画しなければなりません。

５．換気装置【施行令第12条】

内部の空気を床面積１㎡につき毎時14㎥以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積が、その階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りではありません。

６．照明装置【施行令第13条】

以下に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

（この規定は、屋上にも適用されます。）

① 自動車の車路の路面　　10ルクス以上

② 駐車ますの床面　　２ルクス以上

７．警報装置【施行令第14条】

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

Ⅴ．特定路外駐車場の構造及び設備の基準【バリアフリー新法第11条】

特定路外駐車場を設置する場合は、「移動等円滑化のために必要な路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）」に適合させなければなりません。

１　路外駐車場車いす使用者駐車施設【路外駐車場移動等円滑化基準第2条】

特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者駐車施設」という。）を以下に示す基準以上の数を設けなければなりません。

- 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設※の数の２％以上
- 駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設※の数の１％＋２以上

※駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。

また、路外駐車場車いす使用者駐車施設は、以下の基準を全て満たさなければなりません。

- 幅は、350cm以上とすること。

  幅350cm以上とは、車体用駐車スペース幅2.1m程度に、車いす使用者が転換できるとともに、介護者が付き添える1.4m以上の乗降用スペース幅を加えた幅となっています。
- 路外駐車場車いす使用者駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者駐車施設の表示をすること。

  表示は、障害者が利用できる施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである「国際シンボルマーク」を使用することとします。

  また、表示については、当該駐車施設の路面のほか、立て看板などにより表示する場合は、積雪の状況などに応じた高さとするよう配慮してください。
- 路外駐車場移動円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けること。

２　路外駐車場移動円滑化経路【路外駐車場移動等円滑化基準第3条】

路外駐車場車いす使用者駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上を、高齢者、障害者が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動円滑化経路）にしなければなりません。また、路外駐車場移動円滑化経路は、以下の基準を全て満たさなければなりません。

- 路外駐車場移動円滑化経路は上に段を設けないこと。ただし、次の①から④に掲げる傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
  - ① 幅は、段に代わるものにあっては120ｃｍ以上、段と併設するものにあっては90ｃｍ以上とすること。
  - ② 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16ｃｍ以下のものにあっては1/8を超えないこと。
  - ③ 高さが75ｃｍを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあっては、高さ75ｃｍいないごとに踏幅150ｃｍ以上の踊場を設けること。
  - ④ 勾配が1/12を超え、又は高さが16ｃｍを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 路外駐車場移動円滑化経路を構成する出入口の幅は、80ｃｍ以上とすること。
- 路外駐車場移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
  - ① 幅は、120ｃｍ以上とすること。
  - ② 50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること。

Ⅵ. 各届出様式

次ページ以降に、各種届出様式を添付しております。なお、各種届出様式は千歳市ＨＰにも掲載しておりますので、届出の際にはダウンロードしてご使用ください。

別記様式（第２条関係）

路外駐車場設置（変更）届出書

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

駐車場法第１２条の規定により、次のように届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="3">１　駐車場の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">２　駐車場の位置</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="15">３
規
模</td><td colspan="2">イ 駐車場の区域の面積</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロ 駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="12">a建築物である部分</td><td rowspan="10">駐車場の用に供する部分の面積(A)</td><td rowspan="8">一般公共の用に供する部分</td><td>四輪車(注)専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="5">それ以外の部分</td><td>四輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>車路等の面積(B)</td><td colspan="3">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="6">b建築物でない部分</td><td rowspan="6">駐車場の用に供する部分の面積(C)</td><td rowspan="6">一般公共の用に供する部分</td><td>四輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="11">b建築物でない部分</td><td rowspan="10">駐車場の用に供する部分の面積(C)</td><td></td><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="9">それ以外の部分</td><td>四輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="3">平方メート</td></tr>
<tr><td rowspan="14">駐車の用に供する部分の面積の合計（A＋C）</td><td rowspan="7">一般公共の用に供する部分</td><td>四輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td></td><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="7">それ以外の部分</td><td>四輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車専用</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">四輪車及び特定自動二輪車併用</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>四輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>特定自動二輪車
駐車台数　　台</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="3">平方メート</td></tr>
<tr><td>４
構造</td><td colspan="5">イ　建築物である部分</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">ロ　建築物でない部分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５
設備</td><td rowspan="3">イ
特殊装置</td><td colspan="2">a 特殊の装置の有無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要</td><td>認定の番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特殊の装置の名称等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ロ　それ以外の設備</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６　附帯業務のための施設</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">７　従業員概数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">８　供用開始（予定）日</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場管理規程届

このことについて、〇〇〇駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第１項の規定に基づき届け出ます。

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場休止届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第１４条の規定に基づき届け出ます。

記

１　駐車場の名称

２　駐車場の位置

３　休止の理由

４　休止期間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日　　日間

５　休止台数　　全部・一部　　台

６　休止する部分の面積　　平方メートル

注）１　正副２通を提出してください。（A4横書）
　　２　一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場廃止届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第１４条の規定に基づき届け出ます。

記

１　駐　車　場　の　名　称

２　駐　車　場　の　位　置

３　廃　　止　　理　　由

４　廃　止　年　月　日

注）１　正副２通を提出してください。（A4横書）

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場再開届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

１　駐　車　場　の　名　称

２　駐　車　場　の　位　置

３　再　開　年　月　日

４　再　開　台　数　　全　部　・　一　部　　台

５　再開する部分の面積　　平方メートル

注）１　正副２通を提出してください。（A4横書）
　　２　一部再開の場合は、再開部分の平面図を添付してください。

年　　月　　日

千歳市長　様

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、駐車場の管理規程中、〇〇〇の項を　　年　　月　　日から（下記または別紙）のとおり変更したので、駐車場法第13条第４項の規定に基づき届け出ます。

記

１　駐　車　場　の　名　称

２　駐　車　場　の　位　置

３　変　　更　　事　　項

旧（黒字で書くこと）

新（赤字で書くこと）

注）１　正副２通を提出してください。（A4横書）

（バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置（変更）届出書の様式）

※バリアフリー新法の届出のみの場合

第１号様式（第７条第１項関係）

（日本工業規格A列４番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

<table>
<tr><td colspan="6">年　　月　　日
千歳市長　　殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　駐　車　場　の　名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　駐　車　場　の　位　置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">３
規
模</td><td>イ　駐車場の区域の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ　駐車場の用に供する部分の面積</td><td rowspan="2">a　駐車の用に供する部分の面積</td><td>一般公共の用に供する部分</td><td colspan="2">平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td>それ以外の部分</td><td colspan="2">平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td></td><td>b　車路等の面積</td><td colspan="3">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="5">４
移動等円滑化のために必要な構造及び設備</td><td colspan="5">路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台</td></tr>
<tr><td colspan="5">路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特殊の装置</td><td>イ　特殊の装置の有無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の概要</td><td>a　認定の番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>b　特殊の装置の名称等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５　従　業　員　概　数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６　供用開始（予定）日</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備　考

一　特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二　３のロのａ欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　３のロのａ欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

四　３のロのｂ欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

五　４のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

六　４のロのａ欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円等滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成１８年国土交通省令第１１２号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

七　４のロのｂ欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

（バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置（変更）届出書の様式）

※駐車場法の届出と同時に行う場合

第２号様式（第７条第２項関係）

（日本工業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

<table>
<tr><td>１
規模</td><td colspan="2">駐車場の用に供する部分の面積</td><td>一般公共の用に供する部分</td><td>平方メートル
（駐車台数　　台）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２
移動等円滑化のために必要な構造及び設備</td><td colspan="4">路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台</td></tr>
<tr><td colspan="4">路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特殊の装置</td><td colspan="3">イ　特殊の装置の有無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定め省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の概要</td><td>認定の番号</td><td></td></tr>
<tr><td>特殊の装置の名称等</td><td></td></tr>
</table>

備　考

一　路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二　１の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　２のイ欄においては特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

四　２のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に関わる移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

五　２のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

駐車場管理規程例

１　名称
　＊＊＊駐車場
　所在地　千歳市〇〇町〇丁目〇番〇号

２　駐車場管理者
（１）所 在 地　千歳市〇〇町〇丁目〇番〇号
（２）名　　称　〇〇〇駐車場株式会社
（３）電　　話　〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇（代表）
（４）代 表 者　代表取締役社長〇〇〇〇
（５）住　　所　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　利用（第７条～第１３条）
第３章　駐車料金及び算定等（第１４条～第１７条）
第４章　引取りのない車両の措置（第１８条～第２１条）
第５章　保管責任及び損害賠償（第２２条～第２６条）
第６章　雑則（第２７条）

第１章　総則
（通則）
第１条　本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。
（契約の成立）
第２条　駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。
（営業時間）
第３条　駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。
（時間制利用の利用期間）
第４条　駐車場の１回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して７日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。
（営業休止等）
第５条　管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。
（１）自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
（２）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
（３）工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合（駐車できる車両）
第６条　駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪車を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇．〇m、幅〇．〇m、高さ〇．〇m及び重量〇ｔを超えないものに限る。
第２章　利用
（駐車場の出入等）
第７条　車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。
２　車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
３　定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。
４　駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
第８条　管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）
第９条　利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。
（１）　徐行すること。
（２）　追い越しをしないこと。
（３）　出庫する車両の通行を優先すること。
（４）　警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
（５）　標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。
（遵守事項）
第１０条　前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。
（１）　所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
（２）　紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
（３）　他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
（４）　運転者は控室において、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
（５）　場内において宿泊しないこと。
（６）　車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
（７）　場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
（８）　駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
（９）　場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
（10）　その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
（入庫拒否）
第１１条　管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退居させることができる。
（１）　駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
（２）　引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。
（３）　著しい騒音や臭気を発するとき。
（４）　非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
（５）　その他駐車場の管理上支障があるとき。
（出庫拒否）
第１２条　管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。
（１）　利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
（２）　利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。
（事故に対する措置）
第１３条　管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。
第３章　駐車料金及び算定等
（時間制駐車料金）
第１４条時間制駐車料金は、車両１台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額（上限額）
普通時間 午前〇時から午後〇時まで	駐車時間30分（30分未満は30分に切り上げる）につき　金〇〇〇円
夜間時間 午後〇時から翌日の午前〇時まで	駐車時間60分（60分未満は60分に切り上げる）につき　金〇〇〇円

（消費税を含む）

（時間制駐車料金における駐車時間）
第１５条　時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

２　駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

（定期駐車券及び定期駐車料金）

第１６条　定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（１）定期駐車料金は、次の表の額を上限額とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種　類	有　効　時　間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで	１ヶ月	〇〇〇円
昼間定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで		〇〇〇円
夜間定期駐車券	午後〇時から翌日午前〇時まで		〇〇〇円

（消費税を含む）

（２）定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

①　定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

②　駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

③　利用者は毎月１５日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

④　定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第１４条の規定による。

⑤　月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第５条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

⑥　定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

⑦　定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

（不正利用者に対する割増金）

第１７条　時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その２倍相当額の割増金を収受する。

２　定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の２倍相当額の割増金を収受する。

（１）　定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

（２）　券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

（３）　通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第４章　引き取りのない車両の措置

（引取りの請求）

第１８条　時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第４条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して７日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

２　前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車

両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
３　前２項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
４　管理者は、第１項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第１９条　管理者は、前条第１項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第２０条　管理者は、第１８条第１項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第２１条　管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から３カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
２　管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
３　管理者は、第１項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第５章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第２２条　管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。
２　管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第２３条　管理者は、車両保管にあたり、第２５条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第２４条　管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第２５条　管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
（１）　自然災害その他不可抗力による事故
（２）　当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
（３）　管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
（４）　第５条の規定による営業停止等の措置
（５）　第１３条の規定による措置

第２６条　管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の損傷を請求するものとする。

第６章　雑則

（この規程に定めない事項）

第２７条　この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。